

請求対象者

- 1 協会けんぽ等の被保険者等で福祉医療費の受給者
- 2 国保組合の被保険者等で福祉医療費の受給者
- 3 国保被保険者で福祉医療費の受給者が次に該当する場合
 - (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の対象者で公費患者負担額がある者及び福祉分点数がある者
ただし、一類感染症等の患者の入院（法別番号 28）については、公費患者負担額がある者のみ
 - (2) 障害者総合支援法（精神通院医療、更生医療、育成医療、療養介護医療）の対象者で公費患者負担額がある者及び福祉分点数がある者
 - (3) 肝炎及び肝がん・重度肝硬変治療の対象者で公費患者負担額がある者及び福祉分点数がある者
 - (4) 特定疾患の対象者で公費患者負担額がある者及び福祉分点数がある者
 - (5) 小児慢性の対象者で公費患者負担額がある者及び福祉分点数がある者
 - (6) 難病法の対象者で公費患者負担額がある者及び福祉分点数がある者
 - (7) 特定B型肝炎対象者で公費患者負担額がある者及び福祉分点数がある者
 - (8) 児童福祉法（障害児施設医療）の対象者で公費患者負担額がある者及び福祉分点数がある者
 - (9) 長期特定疾病の認定者で患者負担限度額に達した者
 - (10) 国保の保険者と福祉医療費の請求先市町村が異なる者